

★指定の目的と範囲

有田は焼物の町として世界的に有名ですが、その焼物の町が長い時間をかけてつくり、育ててきた有田内山の町並みは、わが国にとって貴重な文化財として、また生きている町並みとして高く評価されています。

この貴重な有田内山の町並みを、生きている文化財として、未永くまもるとともに、さらに豊かに育てて、子孫に伝えるため、町では国、県の支援を受けて、町並み保存を進めます。

保存する地区は、内山の上の番所から下の番所までの範囲で、主に表通りに沿った所ですが、裏通りの一部も含まれます。

指定年月日 平成2年12月3日

指定面積 15.9ha

指定範囲 地域・地区範囲図（9～10頁）

★用語の定義

伝統的建造物とその他の建物

保存地区にある建物すべてを、次のどちらかに区分します。

①伝統的建造物

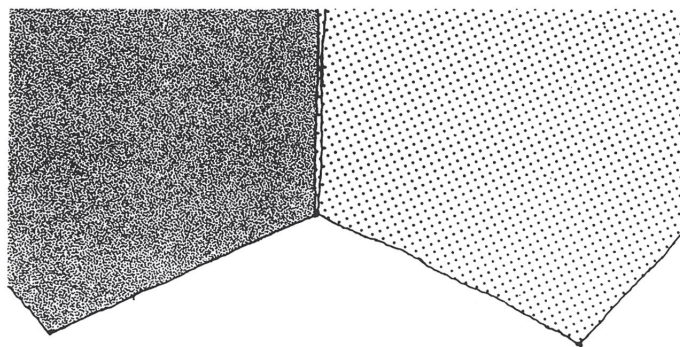
江戸時代から昭和前期までに建てられた建物で、その特性をよく残した伝統的町家とその付属屋、窯元の屋敷とその付属屋、社寺建築とその付属屋、そして洋館が該当します。

②伝統的建造物以外の建物（非伝統的建造物）

①以外の建物が該当します。

環境物件

保存地区を特色づけている樹木、庭園、石垣、石積、石段、門、塀、垣、石造物、井戸、煙突などで環境を保存するため、特に必要な物件を「環境物件」といいます。



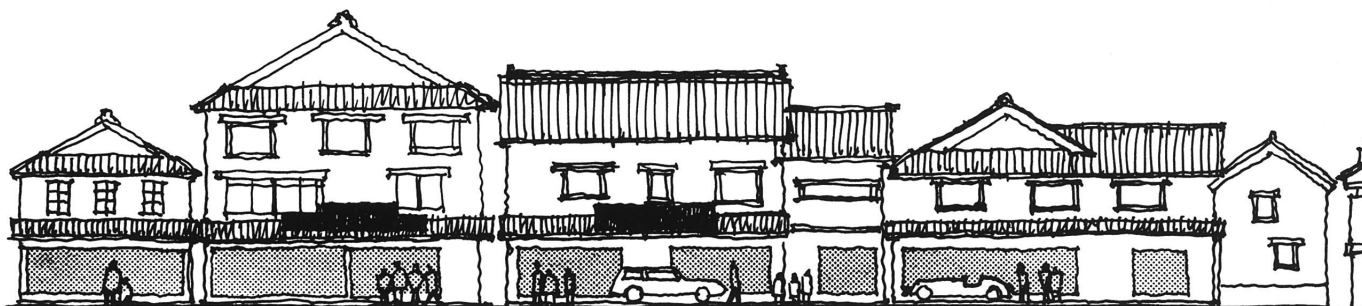
公共空間の整備（水神さんとベンチ）

★注意する内容

保存地区の中で、建物や工作物の工事、宅地の造成、木竹の伐採を行なう時は、許可を受ける必要があります。

許可を受けるためには、表2～表4に定める基準に従って工事の計画を立てる必要があります。町からは、その方法についての指導、助言が受けられ、工事については、経費の一部の助成が受けられます。

表2については、表通りと表通り以外となっており、又表3については、町家型と屋敷型に分れて基準が定められていますので、注意して下さい。



調和と賑わいのある町並み景観形成